別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」に、「一八、〇〇〇トン」を「一六、七〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」に、「三七、八〇〇トン」を「三八、三〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」に、「三九、九〇〇トン」を「四〇、三〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇一・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで」を「平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十三号

保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「、改正法の施行の日から同日から起算して七年を経過する日（以下この条において「基準日」という。）までの間は」を削り、「五千万円とし、基準日の翌日から同日から起算して五年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる保険の保険金額についてそれぞれ当該各号に定める金額に五分の三（第二号に掲げる保険にあっては、三分の二）を乗じて得た金額及び第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額について三千万円」を「二千万円」に改め、同項第一号中「千五百万円」を「六百万円」に改め、同項第二号中「二百四十万円」を「百六十万円」に改め、同項第三号中「千五百万円」を「六百万円」に改め、同項第四号中「三千万円」を「千二百万円」に改め、同項第五号中「千五百万円」を「六百万円」に、「三千万円」を「千二百万円」に改め、同項第六号及び第七号中「五千万円」を「二千万円」に改め、同条第二項中「基準日の翌日から同日から起算して五年を経過する日までの間に保険を引き受ける場合において、基準日」を「平成三十年三月三十一日」に、「が基準日」を「が同日」に、「以下この項において「既契約」という。」を「当該同日に締結していた保険契約について一回以上更改（当該同日に締結していた保険契約」に、「を締結し、かつ、当該」を「に変更するものであって、かつ、その変更後の」に、「既契約に係る被保険者（」を「当該同日に締結していた保険契約に係る被保険者が含まれるものに限る。以下この項において同じ。）をし、又は更新をしたものを含み、現に当該既契約者が締結しているものに限る。」に、「既被保険者」という。）が含まれる」を「現存契約」という。）について更改をし、又は更新をする」に、「当該既被保険者」を「当該被保険者」に、「に定める金額」を「に掲げる保険に係る現存契約の保険金額の合計額（当該合計額が当該各号に定める金額に満たない場合にあっては、当該金額）」に、「五千万円」を「二千万円（同項第一号から第六号までに掲げる保険に係る現存契約の保険金額の合計額が二千万円を超える場合にあっては、当該合計額）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の保険業法施行令の一部を改正する政令附則第三条の規定は、この政令の施行の日以後に少額短期保険業者（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。）が行う保険の引受けについて適用し、同日前に少額短期保険業者が行った保険の引受けについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十四号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万五千九百円」を「四万六千円」に改める。

第二十三条の表の下欄中「三万六千五百円」を「三万四千五百円」に、「三万六千七百円」を「三万四千七百円」に、「二万五千三百円」を「二万三千四百円」に改める。

第二十四条中「六十七万千円」を「六十七万三千円」に改める。

第三十四条第一号中「五十二円五十六銭」を「五十一円十一銭」に改める。

別表第五の下欄中「千八百二十五円六十銭」を「千八百四十九円六十二銭」に、「千二百三十四円九十六銭」を「千二百五十一円二十一銭」に、「千百二十七円五十七銭」を「千百四十二円四十一銭」に、「千七十三円八十八銭」を「千八十八円一銭」に、「八百五円四十一銭」を「八百十六円一銭」に、「百十九円三十二銭」を「百二十円八十九銭」に改める。